

迅速・無担保の資金調達で、事業の発展をお手伝いします。

金融機関提携保証 飛躍(ひやく)・ひやくライト

飛躍(ひやく)、ひやくライトは、金融機関との提携により
迅速に無担保での資金調達が可能
な保証商品です。

飛躍(ひやく)・ひやくライトの特長

飛躍(ひやく)

- 迅速に無担保で大口の資金調達が可能
(融資限度額1億円)
- 株式会社、有限会社などの会社のほか、
医療法人、士業法人のご利用が可能
- 保証期間は最長10年
- 既存の保証口の借換えが可能

ひやくライト

- 迅速に無担保での資金調達が可能
(融資限度額5,000万円)
- 会社、医療法人、士業法人に加え、
個人事業者の方もご利用が可能
- 保証期間は最長10年
- 既存の保証口の借換えが可能

お問い合わせ・ご相談窓口	電話番号	担当地域(お客様の主たる営業所所在地)	
神戸事務所	保証相談一課	078(393)3909	神戸市東灘区・灘区・中央区
	保証相談二課	078(393)3913	神戸市兵庫区・長田区・須磨区・垂水区
	保証相談三課	078(393)3916	神戸市北区・西区、明石市、三木市
阪神事務所	保証相談一課	06(6411)4146	尼崎市、伊丹市
	保証相談二課	06(6411)4147	西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
姫路事務所	保証相談一課	079(289)3611	姫路市(区部を除く)
	保証相談二課	079(289)3612	姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、 神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所		0796(22)5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所		0799(22)4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
西脇支所		0795(22)6775	西脇市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、多可郡
加古川支所		079(424)1105	加古川市、高砂市、加古郡



兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

	飛躍(ひやく)	ひやくライト																				
対象となる方	当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する法人	当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する法人および個人事業者																				
	<p>要件</p> <p>①引き続き2年以上事業を営んでいること</p> <p>②税務署の受付印がある確定申告書(決算書)*の写しを直近2期分(各決算は、1期を12か月とする)提出できること ※「ひやくライト」を利用する個人事業者の方は、青色申告で貸借対照表の添付があること</p> <p>③取扱金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること</p> <p>ア 与信取引が1年以上ある(信用保証協会の保証を付した融資取引のみは除く)</p> <p>イ 申込時点で信用保証協会の保証を付さない融資残高がある</p> <p>ウ 本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う</p>																					
資金使途	運転資金および設備資金(ただし、不動産取得資金は対象となりません)																					
融資限度額	<p>1億円</p> <p>(注1)一般の普通保険(2億円)および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。</p> <p>(注2)「じんそく(廃止制度)」、「スーパーじんそく(廃止制度)」および既存の「飛躍(ひやく)」との融資残高合計額が1億円以内とします。</p> <p>(注3)本申込を含めた総保証債務残高が直近の確定申告書(決算書)における年商額の範囲内とします。</p>	<p>5,000万円</p> <p>(注1)一般の無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。</p> <p>(注2)既存の「ひやくライト」との融資残高を含め5,000万円以内とします。</p> <p>(注3)本申込を含めた総保証債務残高が直近の確定申告書(決算書)における年商額の範囲内とします。</p>																				
保証期間	10年以内(うち据置期間1年以内)																					
貸付形式	証書貸付または手形貸付																					
返済方法	元金均等分割返済または一括返済(一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります)																					
貸付利率	金融機関所定利率																					
担保	不要																					
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要です。																					
保証料率	<p>経営状況に応じて決定(下表のとおり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>責任共有保証料率</td> <td>1.90%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table>		区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨													
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%													
その他留意事項	自治体融資制度、他の保証制度との併用はできません。																					
取扱金融機関	当協会と本保証にかかる覚書を締結した金融機関のみ取扱いできます。取扱金融機関につきましては、各事務所、支所までお問い合わせください。																					